

板塀・生け垣の設置や修繕に補助金を交付します

「羽黒町・上内町地区景観形成事業補助金」についてのお知らせ

申請書提出期限

令和6年5月31日（金）まで

補助対象条件

1. 補助金の交付対象者

羽黒町・上内町地区景観重点地区内に住んでいる方
もしくは地区内に土地または家屋を所有している方で、地区内で板塀や生け垣の設置、修繕、塗り替え等を行う方



2. 補助金の交付条件について

板塀や生け垣の設置、修繕、塗り替え等の内容が、横手市景観計画に定められた羽黒町・上内町地区景観重点地区の景観づくりの基準に適合すること。

【景観づくりの基準（抜粋）】

	基準	基準詳細
塀・生垣	建築物と道路との間には、塀や生垣を設けたり庭木を植えたりして、建築物がむきだして道路に面することがないように配慮すること。	
	塀・生垣の高さや種類は、建築物との調和や周囲の塀との連続性を考えて選定し、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。	<ul style="list-style-type: none">生垣および塀の高さは、おおよそ目の高さ程度とし、周辺に合わせること。塀の色彩は、黒または茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること。やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、板塀に似せるなどの配慮をすること。

3. 交付対象とならないものの例

- ・板塀や生け垣の設置・修繕・塗り替え後(着手後)に申請したもの
- ・生け垣の剪定
- ・羽黒町・上内町地区景観重点地区の景観づくりの基準に適合しないもの

補助金の額について

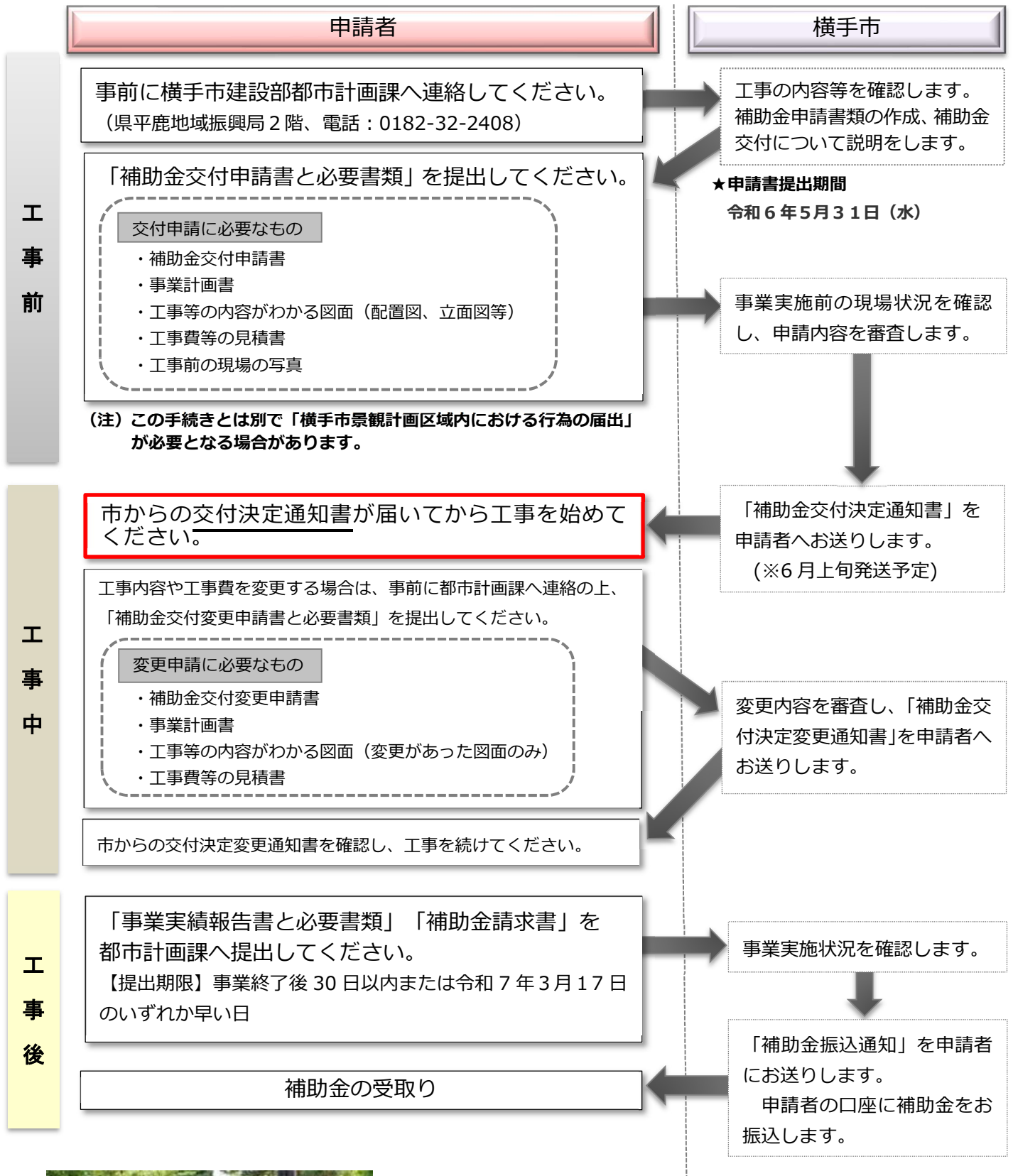
工事費の2分の1以内で、上限は50万円です。

※市の予算の範囲内での交付となりますので、
必ず上限額満額で交付されるものではありません。



裏面もご覧ください⇒

▼補助金申請から交付までの流れ



【問合せ先】

横手市建設部都市計画課 計画係

〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目 3 番 41 号

(県平鹿地域振興局 2 階) 電話：0182-32-2408